

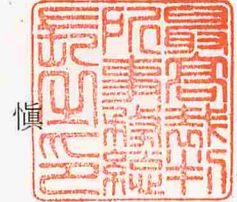
最高裁秘書第2458号

令和2年10月16日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和2年8月11日付けで東京高等裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

岡口基一裁判官が平成30年5月17日頃にツイートで紹介した事件の第1審判決及び控訴審判決（平成30年6月12日付の東京高裁事務局長報告書の別紙3及び別紙4）

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁秘書第2528号

令和2年10月23日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮問番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮問を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

岡口基一裁判官が平成30年5月17日頃にツイートで紹介した事件の第1審判決及び控訴審判決（平成30年6月12日付の東京高裁事務局長報告書の別紙3及び別紙4）

2 苦情の申出がされた日

令和2年9月16日

3 諮問番号等

(1) 諮問番号

令和2年度（情）諮問第10号

(2) 諮問日

令和2年10月16日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第2529号

令和2年10月23日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（情）諮問第10号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年10月16日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、令和2年9月14日付け苦情申出書のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考えます。

記

1 開示申出の内容

岡口基一裁判官が平成30年5月17日頃にツイートで紹介した事件の第1審判決及び控訴審判決（平成30年6月12日付の東京高裁事務局長報告書の別紙3及び別紙4）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和2年8月11日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件対象文書は、個人間の訴訟に関する第1審判決及び控訴審判決である。

当該訴訟及び判決の存在については、裁判官分限事件に係る最高裁大法廷決定の理由の中で触れられている。

本件対象文書には、訴訟当事者の住所及び氏名、主文、事実及び理由等が記載されており、これらはいずれも全体として行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。

そのうち、官報に掲載された上記最高裁大法廷決定に記載されている情報は

公表慣行がある情報に相当することから、同情報は開示した。また、その他、訴訟代理人弁護士に係る記載や標題等は、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められることから、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第3の2に定める部分開示をした。

その余の部分は、いずれも公表慣行がない情報が記載されており、当事者の主張、認定事実及びこれらを基に法解釈が示された部分を含め、個人識別部分とその他の部分とを個人の権利利益が害されるおそれがないように区分して部分開示することもできないことから、原判断庁において不開示としたものである。

なお、本件対象文書中の裁判官の署名及び印影についても、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、これらを公にすれば、偽造され、悪用されるなどして、特段の支障が生じるおそれがあるため、法第5条第1号ただし書イからハマまでに掲げる情報には相当せず、部分開示することもできない。

- (2) 苦情申出人は、本件対象文書のうち第1審判決は民間の判例データベースに掲載されており、裁判所が運営者に対して提供したものと思われるところ、これによって当事者の氏名が不特定多数人に明らかになっているわけではないから、当事者の住所及び氏名を除き、法第5条第1号の不開示情報に相当しないし、控訴審判決についても同様である旨主張する。

しかし、民間の判例データベースへの判決情報の掲載は、その掲載の要否及び掲載する情報の範囲について運営者の責任において判断されるものであり、裁判所において広く一般に公表したものとはいえないことからすれば、上記第1審判決が民間の判例データベースに掲載されていることをもって、同判決の情報が直ちに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に相当するとはいえない。また、不開示部分について部分開示をすることができないのは、上記のとおりである。

(3) よって、原判断は相当である。